

## 第 17 回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議録

日 時：令和 3 年 5 月 15 日(土)17 時 00 分～17 時 30 分

場 所：本庁舎 16 階 第一特別委員会会議室

出席者：別紙座席表のとおり

### 【危機管理対策室長】

ただ今から第 17 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。危機管理対策室の荻田でございます。

昨日開催されました政府の対策本部会議におきまして、北海道に「緊急事態宣言」が発令され、本日の北海道の本部会議におきまして、今後の対策等について示されましたので、本部長であります秋元市長からご指示をいただくため、本日の会議を開催いたします。

初めに、会議次第の(1)でございます。事務局からご報告させていただきます。

### 【危機管理対策部長】

事務局、危機管理対策部の永澤です。北海道の取り組みについてご説明いたします。資料「第 53 回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議」をご覧ください。こちらは本日、北海道で開催されました本部会議資料でして、原案通り決定されております。

資料 1 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 3 年 5 月 14 日変更)について」をご覧ください。こちらは昨日、政府の対策本部会議で基本的対処方針が変更になったものの概要をまとめたものです。

措置区域の追加についてです。「緊急事態宣言」につきましては、北海道、岡山県、広島県が追加されております。期間は 5 月 16 日から 5 月 31 日までの 16 日間です。「まん延防止等重点措置」につきましては、北海道が除かれ、群馬県、石川県、熊本県が追加され、こちらにつきましては 5 月 16 日から 6 月 13 日までの 29 日間とされております。

その他の主な変更点につきましては、職場への出勤等で、昼休みの時差取得

を追加されております。

資料2「道内の感染状況等について(案)」をご覧ください。5月14日現在の北海道全体のものと札幌市内のものを、北海道の7つの指標ごとに整理したものです。北海道も札幌市内も、1週間前と比べまして、どの数字も増加している状況です。

次のページをご覧ください。上の部分は、国の分科会提言で示された新たな指標について、北海道のものと札幌市内のものをまとめております。

下の部分は、最近の感染状況です。道内の新規感染者数は、5月13日に712人と過去最多を更新しております。札幌市においても、5月13日に499人と過去最多を更新し、5月14日、10万人あたりの感染者数も120.2人/週となりました。

医療提供体制です。札幌市内におきましては「札幌市医療非常事態宣言」が発出され、医療の限界とも言える状況となっている、と記載されております。

次のページは、今後の対応です。厳しい感染状況や医療提供体制の負荷の状況等を踏まえて、5月14日、国は緊急事態措置区域に北海道を追加する変更を行った。国における「緊急事態宣言」を踏まえ、道の警戒ステージを5に移行し、全道域で人と人との接触を徹底して抑えるための対策を講じる、とされたところです。

資料5をご覧ください。「北海道における緊急事態措置(案)」です。下の部分ですが、実施内容といたしまして、国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、感染拡大抑制に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、特措法45条および24条により、道民等に対する要請を行うとともに必要な協力について働き掛けを実施するものです。

対象は北海道全域ですが、一部感染状況が厳しい所につきましては特定措置区域とされ、より一層の強い対策を行うこととされました。

特定措置区域です。札幌市のほか、石狩管内の市町村、小樽市、旭川市とされており、措置区域は特定措置区域以外の市町村です。期間は5月16日から5月31日です。

次のページをご覧ください。こちらは特定措置区域への要請などをまとめたものです。下の部分は、道民の皆さまへの要請です。外出の際は、不要不急の

外出や移動を控えるということ、特に 20 時以降の外出を控えること。加えて、特に日中、週末の外出を控えること。その他、飲食の際の要請事項が記載されております。

右下に③とあるページをご覧ください。こちらは飲食店等への要請です。期間は 5 月 16 日から 5 月 31 日、飲食店(宅配・テイクアウトを除く)、バー、カラオケボックス、飲食店営業許可を受けている結婚式場が対象施設です。酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店(持ち込みを認めている飲食店を含む)は、酒類およびカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除いて休業とされます。

これ以外の飲食店につきましては、宅配・テイクアウトを除き、営業時間は 5 時から 20 時までと要請されております。その他、記載の感染防止対策を実施すること、結婚式場においては、できるだけ短時間、少人数で開催することが要請されております。

④ページが、イベントの開催についてです。こちらも期間は 5 月 16 日から 5 月 31 日です。人数上限が 5,000 人かつ収容率が 50%とされております。感染予防が徹底されない場合は、無観客・オンライン配信での開催も検討することとされております。内容といたしましては、酒類の提供を行わない、営業時間は 21 時までなどが記載されております。

⑤ページの事業者への要請・協力をご覧ください。こちらは在宅勤務などの活用で出勤者数の 7 割削減を目指すことや、20 時以降に不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20 時以降の勤務を抑制することなどが要請されております。

⑥ページですが、交通事業者への協力依頼です。市営交通における終電の繰り上げ、主要ターミナルにおける検温を実施することなどが協力依頼されております。

⑦ページをご覧ください。学校への要請です。感染防止対策を徹底すること、学校行事を中止、延期、縮小すること、高校・特別支援学校では分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を実施すること、部活動については原則休止することなどが要請されております。

⑧ページですが、飲食店以外の施設への要請協力依頼です。1 つ目になりますが、休業・営業時間の短縮を要請する施設です。期間は 5 月 16 日から 5 月

31日まで、施設といたしましては大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などの商業施設や、スポーツクラブなどの運動施設、遊興施設などです。要請・協力依頼内容です。1,000 m<sup>2</sup>を超える場合、平日は営業時間を20時まで、土日祝日は休業とすること、1,000 m<sup>2</sup>以下は営業時間を20時までとする協力依頼です。床面積に関わらず、お酒やカラオケ設備の提供を行わないこと、入場者の整理誘導を徹底することなどが要請されております。

⑨ページをご覧ください。2つ目になりますが、イベントに準じた取り扱いを要請する施設です。劇場、集会場、運動施設、博物館、美術館などです。イベントに準じた取り扱いを要請するということで、人数の上限や収容率、時間短縮について要請されております。

⑩ページが、飲食店等以外の施設への要請・協力の3つ目でして、保育所などの社会福祉施設、図書館などです。感染リスクの高い活動の制限や、お酒の提供を行わないことなどが協力依頼されております。

その他、一番下ですが公立施設につきましては、原則休館とされております。以降は、札幌市以外の措置区域ですけれども、内容等につきましては後ほどご確認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

#### 【危機管理対策室長】

続きまして、会議次第の(2)に移らせていただきます。

保健福祉局の栗崎局長、説明をよろしくをお願いいたします。

#### 【各本部員(各局局長職)】

(保健福祉局 資料あり)

健康安全担当局長の栗崎でございます。札幌市の感染状況についてご報告申し上げます。

1ページ目でございますけれども、3月10日に市内で初めて英国型の変異株が確認されて以降、感染が急激に拡大してきたところです。変異株は、従来株とは別物とも言える危険性があるため、感染防止対策の徹底について繰り返し呼びかけてまいりましたが、これまでと同じレベルの対策では防ぎきれない

感染力の強さ・速さによりまして、現在も感染の拡大が続いている状況であります。

昨日5月14日までの1週間の合計は2,347人、また、本日5月15日の1日の新規感染者数は、344人が確認されておりますので、1週間の合計は2,414人と過去最多を更新しております。

また、感染経路が追えない方、いわゆるリンクなしの方の割合が7割を超えておりますが、これは感染者の急増に伴いまして、一時的に疫学調査が追いつかなくなった影響によるもので、前回の本部会議で指示されました全区へのコロナ対策室の設置による体制強化が進めば、改善されていくものと思われれます。

次に2ページをご覧ください。札幌市民の入院患者数の状況などについてご説明申し上げます。4月19日月曜日以降、連続で300人を超える状況が続いておりまして、5月14日には、過去最多の401人に達し、また、重症患者数も5月14日には26人ということで、第3波以降で最大となっております。市内の病床の状況につきましては、実質的な病床使用率は98%でありまして、ほぼ満床という極めて厳しい状況が続いております。

このため、自宅療養者の数も急増しており、自宅療養中に入院を必要とする中等症レベルの病態となる方も出てきておりまして、この土日の緊急対応といたしまして、COVID-19、JMAT(日本医師会災害医療チーム)の派遣を受けて、容体の悪化が確認された自宅療養中の患者については、緊急避難的に宿泊療養施設に搬送して、酸素投与等の対応を行っているところであります。

病態の悪化は高齢者のみならず、20代、30代の若い世代でも見られており、感染の拡大を止めないと、大変厳しい状況になってくるものと思われれます。なお、来週月曜日の17日には、医師が常駐いたします「入院待機ステーション」を開設できる見込みであることから、その後はそちらも活用しながら対応していく予定であります。引き続き、市民の生命と健康を守るために全力で取り組みを進めてまいります。

次に3ページをご覧ください。検査数についてであります。直近1週間の検査数は19,284件、1日平均ですと、2,754件と過去最大の検査数です。昨年の第3波を上回る水準で検査を継続しております。直近の陽性率は12.2%と、北海道の警戒ステージの指標に設定されておりますステージ4以上の10%を

超えている状況であります。

次に4ページをご覧ください。市内における人流の状況につきまして、3ページにわたり、ご説明を申し上げます。1日当たりの人出の1週間の平均では、5月9日より「まん延防止等重点措置」の対象となりましたが、平日ということもあり、札幌駅・大通駅はいずれも増加、すすきの駅は横ばいとなっております。

次に5ページ目をご覧ください。出勤時間帯と重なる朝9時の時点では、札幌駅・大通駅につきましては、ゴールデンウィーク後に顕著な上昇が見られ、その翌日は横ばいとなっております。

次に6ページであります。12日からは市内の飲食店には20時までの時短要請にご協力をいただいておりますが、20時の人流については、すすきのでは、ほぼ横ばいとなっております。現時点では、これまでの対策による人流抑制への効果は限定的なものと考えられます。

私からは以上でございます。

**【危機管理対策室長】**

続きまして会議次第の(3)に入らせていただきます。

まちづくり政策局の小角局長、よろしく願いいたします。

**【各本部員(各局局長職)】**

(まちづくり政策局 資料なし)

まちづくり政策局の小角でございます。今回の「緊急事態措置」への移行に伴いまして、市内の大学等へ対する要請内容を、リモート・遠隔授業を原則とする等の変更がありましたことから、その内容に沿った新たな要請文の発出準備を進めております。

以上でございます。

**【危機管理対策室長】**

続きまして、経済観光局の田中局長、説明をよろしく願いいたします。

**【各本部員(各局局長職)】**

(経済観光局 資料あり)

経済観光局、田中でございます。資料「休業や営業時間短縮等の要請に応じる飲食店への協力支援金について」ご説明いたします。

「1 要請の趣旨」ですが、先ほど事務局から説明にもありましたとおり、5月16日以降は北海道が「緊急事態宣言措置」を適用され、知事が市内の全飲食店に対しまして、休業や営業時間の短縮を要請いたします。

これに伴いまして、ご協力いただいた店舗に対しまして、協力支援金を支払うものでございます。

「2 要請の概要」をご覧ください。要請期間は、5月16日から5月31日までの16日間でございます。対象施設につきましては、従来の市内の飲食店・カラオケ店に加えまして、食品衛生法における飲食店営業許可を受けている結婚式場が新たに加わっております。要請内容でございますが、酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等につきましては、休業を要請いたします。ただし、酒類とカラオケ設備の提供を取りやめる場合には、いずれも提供しない飲食店と同様に、午後8時までの営業時間短縮をお願いいたします。協力支援金でございますが、従来、中小企業は3万円から10万円だったところが、下限が1万円上がりまして、4万円から10万円に変更になっております。大企業につきましては、上限20万円に変更はございません。

ご説明は以上でございます。

**【危機管理対策室長】**

続きまして、建設局の佐々木局長、説明をよろしくお願いいたします。

**【各本部員(各局局長職)】**

(建設局 資料あり)

建設局でございます。資料「公園の運動施設等の利用中止について」ご説明いたします。より一層の感染防止に努めるため、公園等に設置している屋外施設であります、野球場、テニスコート、パークゴルフ場などを原則利用中止といたします。期間につきましては、5月16日から5月31日までを予定してお

ります。なお、このことにつきましては、ホームページへの掲載や、現場への看板設置などにより、可能な限り利用される方々へ周知を行ってまいります。説明は以上でございます。

**【危機管理対策室長】**

その他説明のある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは本部長であります秋元市長からご指示をいただきたいと思えます。

**【本部長(秋元市長)】**

市民や事業者の皆さま、医師会をはじめとした医療従事者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただいていることに、心より感謝申し上げます。

昨日、北海道が緊急事態宣言の対象となり、先ほど北海道対策本部会議において、札幌は特に感染状況が深刻であることから、特定措置区域として強い措置がとられることになりました。

緊急事態宣言が発令されることで、日常生活や仕事への影響など、今後について不安や不満を感じている方もいると思いますが、今の札幌は変異ウイルスの影響もあり、あらゆる場面での感染リスクが極めて高い危機的な状況にあります。

変異株の感染では、これまで重症化リスクが低いと言われていた20代や30代であっても、酸素投与が必要となるなど入院が必要な状態にまで悪化するケースが増えており、若い世代への脅威も一層高まっているところであります。

また、医療体制は実質的な病床使用率が98%と、ほぼ満床の危機的な状態が続いており、年代に関わらず、すぐに入院することが難しい状況も続いています。市民の皆さまには、引き続きご負担をお掛けいたしますが、ご自身や大切な人の命と健康を守るためにも、どうか、外出自粛の徹底にご協力をお願いいたします。

また、やむを得ず外出する場合であっても、一歩外に出ればどこで感染してもおかしくない、札幌は今、そういう危険な状況にあるということを念頭に置き、マスクの着用や手指消毒、三密の回避など、基本的な感染防止対策をあら



ゆる場面で徹底していただくようお願いをいたします。

事業者の皆さまには、休業や営業時間短縮など、さらなるご負担をお掛けすることになりますが、この危機を脱するために、今は人と人との接触の機会を減らすことが必要となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に本部長として、指示をいたします。

- 感染拡大を抑え込むためには、北海道が示した緊急事態措置の実効性を高めることが極めて重要であることから、さまざまな機会を捉えて、要請内容を市民、事業者に働き掛けるとともに、飲食店への見回りなどについても、北海道と連携しながら着実に実施すること。
- 先ほど報告のあった、入院までの一時待機場所として新設予定の「入院待機ステーション」については、5月17日の朝から確実に稼働できるよう万全の準備を整えること。
- 保健所機能を強化するため、各区に設置することとしている対策室について速やかに運営を軌道に乗せ、健康観察や疫学調査などの業務を確実に遂行すること。また、これに伴い縮小せざるを得ない区の業務などについては、市民に対し丁寧に説明をしていくこと。
- 今後は、ワクチン接種の問合せや相談の増加が見込まれることから、きめ細かな情報発信や市民が安心してワクチン接種を受けられる体制の確保に努めること。

以上、本部員に指示をいたします。

#### 【危機管理対策室長】

各局区におかれましては、ただ今の本部長指示を踏まえ、緊急事態宣言下における今後の対応について、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。